

日本におけるドメスティックバイオレンス被害者支援と 加害者対応の現状と課題

一人権問題としてのドメスティックバイオレンス問題にかかる加害者対応の課題を中心として一

Current challenges in Japan relating to domestic violence victims' support,
and how to deal with its perpetrators

Focusing on dealing with the perpetrators of domestic violence as a human rights issue

高井 由起子 *

Abstract

This research looks at the ways in which, in Japan, domestic violence victims are supported and their needs fulfilled, and whether or not the treatment of the perpetrators of domestic violence sufficiently considers the feelings of their victims. In particular, the research focuses on the ways in which the perpetrators of domestic violence are dealt with. There are female victims of domestic violence who do not want to separate from or divorce their husbands, but who say, 'I want to continue life with my husband without the threat of domestic violence,' or 'As far as possible I don't want my lifestyle to change.' It became evident that not only do such victims exist, but that among perpetrators there are those who want to renounce violence, but don't know how best to do so. It was also clear that in dealing with the perpetrators of domestic violence, in particular how best to encourage the renunciation of violence, Japan is at a very early stage, and that it is an issue that has not yet seriously been examined. It is believed that from now on the need to deal effectively with the perpetrators of domestic violence has to be recognized as a part of victim support.

キーワード：domestic violence; domestic violence victims' support; domestic violence perpetrator;
domestic violence perpetrators' program.

1. はじめに

わが国におけるドメスティックバイオレンス（以下、DVと表記する）問題に対応する法律が2000年に制定されて以降、およそ20年近く経過しようとしている。それ以前は、家庭内暴力は認識されにくく、社会問題にさえならない状況が長く続くものであった。それがここ約20年においては、DVが子どもを含む被害者に与える影響についての理解も徐々に深まりつつある。加えて、DV被害者支援は、各自治体、配偶者暴力防止センター、児童相談所、警察、医療機関等、積極的な対応が日々なされている。

そして現在においては、DVは社会的、法的、心理学的問題等として広く認識されている。これは世界的なレベルにおいて確認できる。特に経済的先進

国においては、社会的レベルと私的レベル等、多様な形でDV問題に取り組むようになってきている。

まず、DVやハラスメントを予防するための教育活動が展開されている。具体的には学校教育や、企業内における研修、市民講座等がある。次に、実際に家庭内等でDVやハラスメントが起これば、被害者が窮地に立たされた場合、被害者が迅速かつ包括的な支援を受けることを保障する仕組み作りがなされている。加えてDV加害者に対する対応が求められるところであり、アメリカやイギリス、カナダ、オーストラリア等においては、このDV加害者対応がより積極的になされている。

これらDVについては、年齢、性別を問わず人は誰でも加害者にも被害者にもなりうる可能性がある。しかし、日本における統計を見ても、男性が加

* Yukiko TAKAI 関西学院大学教育学部准教授

害者になる可能性が高く、女性や子どもはより頻繁に被害者になるケースが多い。

内閣府男女共同参画局による「配偶者からの暴力被害者支援情報」を見ると、「被害者の要望別支援方法」とあり、次の6つがあげられている。それは、①夫(妻)から逃げたい、②夫(妻)が近寄ってこないようにしたい、③夫(妻)を罰してほしい、④夫(妻)と別れたい、⑤新しい生活を始めたい、⑥被害者が外国人の場合、の6つである。被害者の要望としては、これらを集約すると、加害者と離れること、加害者を罰すること、新しい生活をはじめること、の3点に集約されよう。

しかし、上記、被害者支援の情報として、この内容で本当に十分なものであろうか。少なくとも被害者のニーズに合致しているものであろうか。

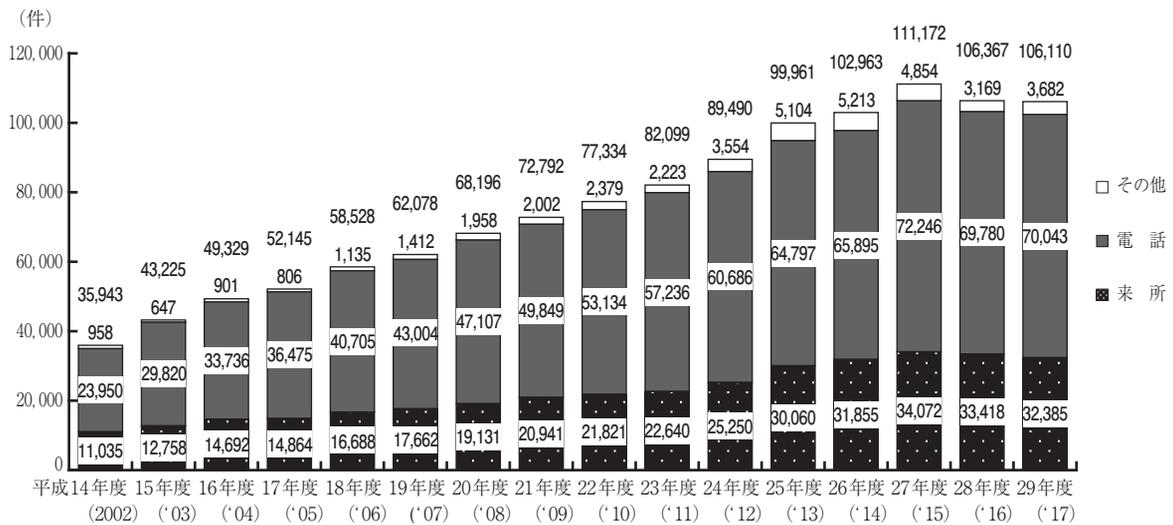
本研究においては、日本におけるDV被害者の要望と支援の実際を検討し、その被害者の意識と現状のDV加害者対応が十分に呼応しているものかを検討する。特に、DV加害者対応に焦点を当てて

考えるものとする。

2. DV被害の様態

図-1は配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数を示したものである。あわせて表-1と2はその詳細となっている。また図-2は警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数を示したものである。これを見ると配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は2015年度をピークとして、若干減少傾向にある。これについて、DV問題が沈静化したと考えるよりは、警察を始めとして、多くの関係機関で積極的な対応や介入がなされるようになったことのあらわれであると考えられる。警察における対応件数の増加傾向を見ても想像がつくところである。

表-1と2について、相談者の男女別を見ると女性が全体の98.1%、男性が1.9%となっている。また、図-3は配偶者(内縁を含む)における犯罪の性別被害者の割合になっている。これを見ると、殺



資料出所：内閣府調べ

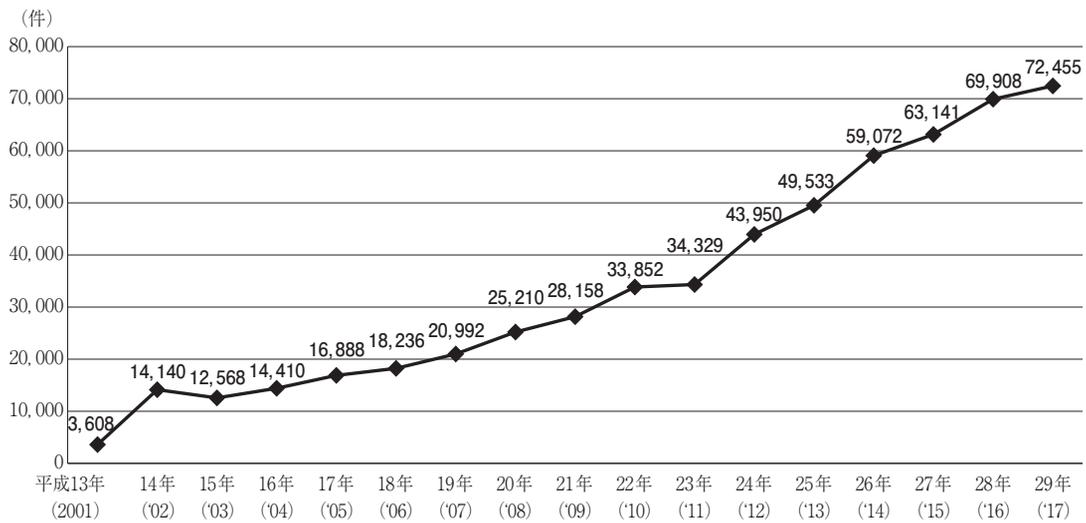
図-1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

表-1 相談の種類別相談件数

	総数	性別		総数	加害者との関係					
		女	男		配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする(した)	
					届出あり	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手
総数	106,110	104,082	2,028	106,110	84,818	2,973	1,326	13,321	2,750	922
来所	32,385	32,049	336	32,385	24,505	964	174	5,852	622	268
電話	70,043	68,378	1,665	70,043	57,668	1,747	1,106	6,951	1,968	603
その他	3,682	3,655	27	3,682	2,645	262	46	518	160	51

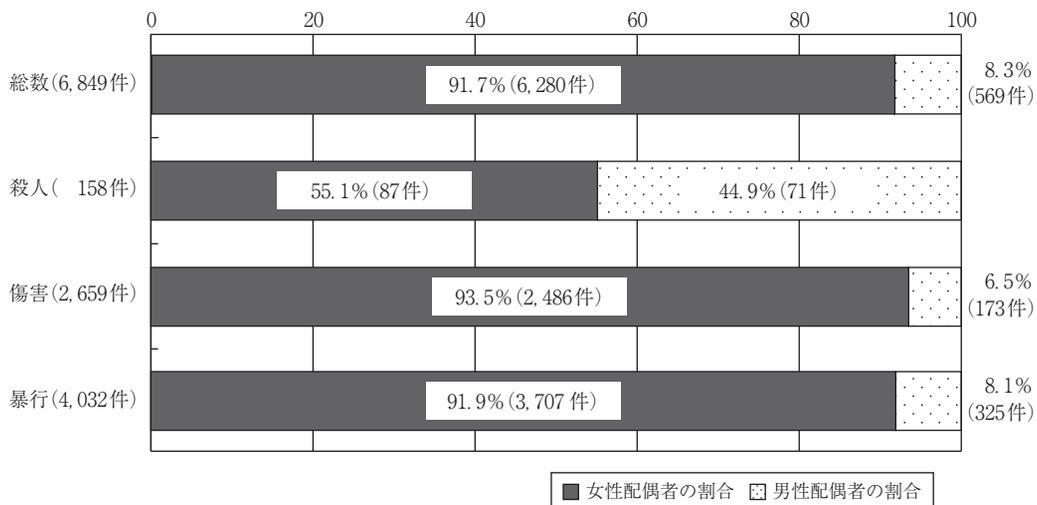
表-2 施設の種別別相談件数

	施設数	総数	相談の種類			総数	性別	
			来所	電話	その他		女	男
総数	278	106,110	32,385	70,043	3,682	106,110	104,082	2,028
婦人相談所	50	35,640	8,469	26,578	593	35,640	35,118	522
女性センター	35	18,725	6,197	12,256	272	18,725	18,268	457
福祉事務所・保健所	96	12,522	4,791	6,892	839	12,522	12,343	179
児童相談所	11	2,441	780	1,657	4	2,441	2,383	58
その他	86	36,782	12,148	22,660	1,974	36,782	35,970	812



資料出所：警察庁調べ

図-2 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数



資料出所：警察庁調べ

(備考)

平成28年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人（未遂を含む）、傷害、暴行を計上。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものを含む。なお、主たる被疑者の性別により計上。

図-3 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の性別被害者の割合（平成28年・検挙件数）

人については44.9%が男性も被害者となっているが、傷害、暴行についてはほとんどが女性となっており、女性への暴力の多さが顕著であると言える。加えて図-4は内閣府による「男女間における暴力に関する調査」からの「配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から身体的暴力、心理的暴力等のいずれかを1つでも受けたことがある経験」をグラフ図にしたものである。これを見ても、女性は3割の人が被害経験があると回答している。男性の被害者が皆無であるとは言えない現状も見て取れるため、男性被害者の現状と女性加害者についての考察も必要である。しかし、本研究では圧倒的多数の女性へのDVについて主に考察していくこととしたい。

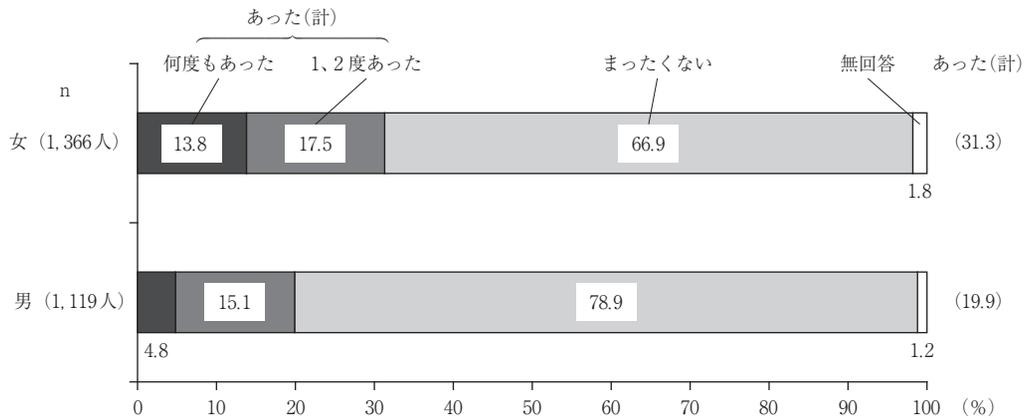
また、表-1を見ると、加害者との関係について、ほとんどは「届け出ありの配偶者」となっているが、「届け出なし」や「離婚済」、また「交際相手」も一定数あり、その人間関係が複雑で多様であることが想像できる。

筆者はDV加害者プログラムに通う夫を持つDV被害者女性10名にインタビュー調査を実施した。ここでは次の4点が語られていた。それはつまり、①DV加害者プログラムに夫を通わせるきっかけと夫との関係性、②DV被害者支援団体や警察、医療機関等に関する語り、③DV加害者対応団体に関する語り、④夫とのこれまで、あるいはこれからの離別に関する語り、がその4点である。そこでは、

婚姻関係を続ける上で、あるいは何らかの形で関係を続ける上ではDV加害者プログラムに通ってもらうことを条件とする、ということを夫に伝えていることが語られていた。また、直接夫にプログラムに通うことを要請していないが、夫のほうから連絡をとっていた人もいた。また、夫とすぐに関係を断つことはどの人も困難な様子が見えられた。そして、被害者支援団体からは様々な情報を得たり、「あなたはDV被害に遭っていますよ」と言ってもらえるなど、女性を力づける対応がなされていた。一方で具体的な対応策としては主に夫から離れることやシェルターの紹介、別居をすること、ゆくゆくは離婚するなど、夫と離れることが前提とされているようであった。これについて、離れる決心を固めている人もあったが、夫と離れることが困難とする意見もあった。具体的な形でDVの被害に遭いながらも夫とすぐに離れることや別れることが困難であることが語られていた。その中には子どもとの関係を心配する意見もあった。そして一定期間DV加害者プログラムに通っていても、夫の態度等に不安感があることも語られていた。

DV被害者である妻は、夫の暴力的なふるまいについては恐怖と落胆、嫌悪感、また許容できないという非常に複雑な思いでいるが、子どもにとって夫は父親である、という思いや、かつては好意を寄せあったもの同士であるという人間関係、夫に対して長所もある、などの、さらに複雑な思いを持って

配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある。



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成29年度調査）より作成

(備考)

全国20歳以上の男女5,000人を対象に行った無作為抽出アンケート調査による（有効回収数（率）：3,376人（67.5%））。

図-4 アンケート調査による被害経験

ることが明確になっている。そしていくつかの専門機関において、夫のDV行動改善は困難であると言われる経験をもちながらも、可能であれば夫との人間関係を継続したい思いでいる女性は何名もあった。そして極力、離婚という最も大きく生活を変化させるようなことではなく、状況を変えずに生活したいという希望がある人もいた。調査では「様々な困難性や煩雑さを考えると、夫と別れることについて躊躇する」といった思いがしばしば聞かれた。こと、日本においては、女性の経済的自立について、そう簡単ではない現状がある。DVを防ぎながら夫との関係を継続し、生活を変えずにやっていくために、ぜひ夫にはDVをしない人になってほしいと願う、という声をしばしば聞く機会となった(高井2018)。それはある意味、DV被害女性の切なる気持ちの一つであると考えられる。

要約すると、DV被害者女性の要望としては、先の内閣府共同参画局のホームページにあるようなDV被害者の要望以外に、「DVをしない夫と一緒に生活を続けたい」「なるべく生活を変えたくない」という要望がうかがえるものである。

また、DV加害者のなかには、暴力をやめたくてもどうしてよいかわからず、困っている人もいることも明らかになっている(高井2017-a 2017-b 2019)。それにもかかわらず、DV加害者にどのように対応するか、主にはDVをやめるための対応をどのように進めるか、ということについては、日本においてはまだ初期段階にあり、十分に吟味されたものになり得ていない現状がある。

DV被害者への支援には様々なものがあり、各都道府県、市町村においても積極的な実践がなされるようになった。

増井はDV被害者に対するインタビュー調査と考察を行い、加害者との離別を決意し、自立に向かうプロセスの中で、支援者に対してどのような援助や協力が必要とされているかについて複数の論文の中で非常に詳細に分析している。加害者との離別を選択し、人生を歩んでいくことを肯定的に捉えて、それを適切に支援していくべき、という立場に立って緻密に考察を行っている。「暴力のない生活」を獲得しえたというプロセスを学ぶことは、被害者支援を考えるうえで重要である(増井2011 2012 2019)。

岩本らは婦人相談員の役割を考察するために、過

去にDV被害経験のあった20名の女性に対してインタビュー調査を実施している。そしてその内容を分析している。その結果、婦人相談員の役割として①被害者の孤立を緩和すること、②被害者の安全を確保するための資源に関する情報提供や手続き等を支援すること、③暴力のない生活を開始し現在の生活に至るまでに様々な社会資源の利用を円滑にすすめることの3点があることを明確にしている(岩本ら2017)。このように、DV加害者から離れることを支援する支援者の役割は重要であり、その内容を明確にすることも意義深い。

一方で、内閣府によると妻は配偶者から暴力を受けた経験が4人に1人の割合にもなる。そしてその被害を受けた女性の1割は離婚を選択している。しかしながら配偶者と「別れたくない」とする人は3割強にも上ることが分かっている。暴力の被害に遭いながらも即刻別れるという気持ちになるのが困難なことがうかがえる(内閣府2017 34-36)。そうであるとするれば、加害者に対応し、婚姻関係を継続させることも被害者支援の一つとして現実的であると考えられる。婚姻関係を継続すると言っても別居や家庭内別居という選択肢もあり、暴力の程度は様々であり、被害者のニーズは多様である。婚姻関係を継続させたいと思っている被害者(離婚を選ばない人)が大勢いる中で、「そういう人は支援しない」「そういう人を離婚させることが正しい支援だと信じる」ことでは、非常に限定された被害者支援になるのではないか。

野坂の研究に、DVとDV被害者支援現場において発生する二次加害が類似していることを指摘するものがある。DV被害者支援現場においては支援者が二次加害行為をして被害者にダメージを与え、支援を受ける動機付けを低下させる現象が起きている、と述べている。その二次被害の中に「『加害者と切り離せば安全』という対応をする」という内容をあげている。また、「外界との交流を規制する」「携帯電話などの連絡手段を管理する」といった内容もあげている。これらはDV被害者支援施設が保護の観点を第一優先にしなければならないというスタンスが背景にある、としている(野坂2015)。こういった支援における課題についても、加害者対応を含めた多様な支援形態を視野におくことで解消の糸口が見られるものと推測する。

DV被害女性の複雑で切実かつ多様な思いを十分

理解し、対応していくためにも、DV 加害者プログラム、DV 加害者への個別対応、時には夫婦やカップル単位での対応を含め、多様性と柔軟性をもって、充実させる必要がある。

3. DV 加害者対応の現状

(1) DV 加害者対応の必要性

夫からの暴力や犯罪を防ぐ上で妻を保護・支援し時には離縁させることは非常に重要である。一方で妻からの話だけを傾聴し、夫からの話を聞ける状況であるにも関わらず、夫から話を聞くことを実践しないことで起こる課題もあると考える。被害者支援と同時に夫の暴力更正を試み、離縁一辺倒ではなく、状況を鑑み婚姻関係を継続したり、夫の相談に対応する取り組みが必要ではないかと考える。

被害者支援を充実させて DV 問題に対峙するためには加害者への対応が必要であるが、DV 加害者への対応については被害者への対応と比較してもいまだ不十分な状態であると言わざるを得ない。実際、従来の加害者対応は非常に限られた公の機関、あるいはごく少数の民間機関でしか実施されていない(図-5)。

公の機関として警察があるが、ここではほとんど「DVをやめるように」「家族に近づかないように」「電話等も控えるように」といったような指導が中心であり、じっくり話を聞くようなこともなく、反省を促されるだけではないかと推測する。もちろんこういった対応は非常に重要ではあるが、これだけ

では足りないのではないかと予想する。反省を促すことに加えて、当事者の話をじっくりと聞き、自分がやってきた非暴力的なコミュニケーションの方法を学ぶこと、それらをかなり長期的に継続して実際の言動を変更させるようにしていくこと、DVについてしっかり振り返る機会を設けることが必要である。

(2) 海外研究から見る、DV 加害者対応の課題

アメリカやイギリス、カナダ、ヨーロッパの幾つかの諸国では、DV 加害者については、裁判所の命令で加害者プログラム受講を義務付けている。このような国においては当然のことながら DV 加害者プログラムを含めた対応の実践が多くなされ、またそれにかかる研究も多様である。そのいくつかをここで確認したい。

Devaney は EU の団体とイギリスの政府や警視庁や最高検察庁が出したデータ、先行研究を基に分析、研究を行っている。ほとんどの DV は女性が被害者で男性が加害者であることを指摘しており、イギリスにおいては男性の強制的なプログラムは効果的であると言及している。あわせて加害者の実情はそれぞれ多様であるため当然であるが、それに合わせた対応の必要性について指摘している。また、薬物依存症の治療法を参考にプログラム等を検討すべきであるとしている。またそもそも DV にかかる問題は、社会的背景にある「力と支配」が多分に影響している、としている。ここでは、加害者を例えば刑務所等で処罰するだけでは暴力再発の効果が薄いことを強調している。この意味でも、DV 加害者に対しては、強制的にであっても教育的プログラム等の対応が必要であろう。

Lilly-Walker らは、ほとんどの DV 加害者プログラムの調査はアメリカで行なっているプログラムのものであることに問題意識をもち、調査研究を行っている。この研究の目的はヨーロッパで行なった DV 加害者プログラムの評価を調査したものである。ヨーロッパで行なった DV 加害者プログラムの評価について、文献や論文を精査し、研究を行っている。彼らはヨーロッパ諸国の DV 加害者プログラムの効果について調査分析する必要性を指摘している。しかし、現在ではプログラムの内容が多様であることについて比較や評価が困難であることに注目している。このため、一定のプログラムに対す

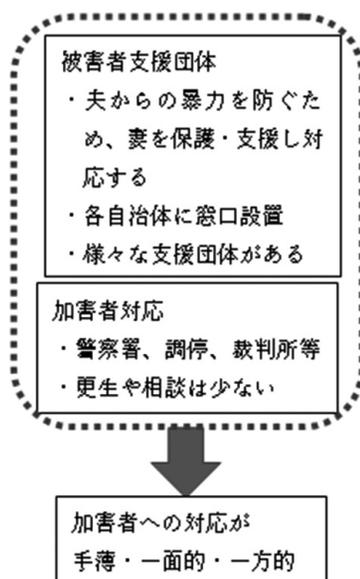


図-5 加害者対応の現状

る基準が必要であると述べている (Lilly-Walker et al., 2018)。このような状況は日本においても同様のことが言える可能性がある。つまり、日本においても DV 加害者対応について数は少ないものの、それぞれ特に基準を持つことなく実践がなされている。DV 被害者支援の一旦を担うためにも、実施最低基準を設けることは必要であろう。

Black らは、DV 加害者プログラムの参加者の暴力行為に対する責任に関する意識と再犯の危険性に着目して調査分析を行っている。ここでは DV 加害者プログラムの担当者と参加者の意識の比較を行っている。意見の共通点や相違を明確にすることによって、これからのプログラムをデザインするのに役立つための調査研究である。具体的には24週間の DV 加害者プログラムの参加者に対して、責任意識と再犯危険について、グループ実践者と参加者の意見を把握した。プログラムの間、隔週において、参加者に対しては自分の責任意識と再犯危険について質問した。同時に、プログラム実践者には参加者の責任意識と再犯危険の経過について質問を行った。そして、調査の結果を比較した。参加者の DV に対する認識や責任感の持ち方について、プログラム実践者は参加者より悲観的に考えていることが明確になった。また、プログラムの間にわたって参加者の評価があまり変わることがなかった。しかし、プログラム実践者はプログラムが終わるところで参加者の責任意識が少し芽生えていると認識している傾向にあったことがわかった。これと比較して、参加者は自分が変わったと認識していない傾向が明確になった。プログラム実践者は参加者に対して十分に責任意識と再犯危険について説得する事が困難であると認識していた。そのため、彼らはグループ実践者と参加者が行動の変容と責任を身に着けることができるようにさらに研究が必要であると結論づけている (Black et al., 2015)。

日本においても、DV 加害者対応の取り組みが当事者やそのパートナー、家族に対して、効果的であるのかどうか、詳細に調査分析していく必要があるだろう。また、DV 加害者対応を実践している人が DV 加害者やその家族等と接し、どのような課題を感じているのか等、検討する必要がある。

(3) 日本における DV 加害者対応の実際

国内においては DV 加害者対応実践者による文

献が複数ある (山口 (2016)、信田 (2014)、草柳 (2004)、伊田 (2015)、森田 (2009) など)。これらの実践の積み重ねは大変重要で尊重すべきものであり、そこから得られる知見は貴重である。加えて、2019年3月には DV 加害者プログラム実践者のネットワークである「DV 加害者更生教育プログラム全国ネットワーク」が発足している。キックオフ・カンファレンスでは、「被害者を逃すだけでは DV は解決しない」「加害者が変わらなければ被害者の安全・安心はない」「被害者支援の視点をもって加害者プログラムを実施する重要性」「加害者プログラムのガイドライン等の提案」「実施する際の最低基準や禁止事項の提案」といった内容が議論された。

筆者の調査研究では、加害者対応の一つである DV 加害者を更正するプログラムの参加者を対象に介入の効果を検討したところ、改善がみられる参加者の存在が明らかになった。改善がみられた参加者はプログラムを肯定的に捉え、自分の生活や人生に活用し、継続して参加している。DV 加害者プログラムに参加することは、加害者同士がお互いの課題を指摘しあい、怒り感情のチェックをしあう、唯一の場としていることがうかがえた。また、怒り感情のコントロールについて、暴力を引き起こす怒りの感情を招いてしまいやすい価値観や考え方、思い込みについて意識し、それを回避する方法について短期的、長期的なものをふくめて学習する場としていることがうかがえた (高井 2019)。参加者は DV 加害者プログラムの参加を通じ、暴力につながる怒りの感情を加害者同士で共有し合い、暴力を回避する価値観や考え方を学習するなどしていた。このことから、加害者対応に一定の効果があると考えられる。

以上のことから、加害者対応の実際とその効果、限界、配慮点、改善点等について検討していくことと、特に被害者支援団体や公の機関との連携をもって、その広がりを図ることが重要であると考えられる。

4. DV 加害者対応の現状と課題のまとめと今後の方向性に対する提言

筆者が行った研究では、DV 加害者プログラムを週4日以上取り組んでいる人4名 (DV 加害者プログラム実践者) に対して、その現状と課題についてインタビュー調査により聞き取りを行った。そこで

の課題として、「DV 加害者プログラムそのものに対する批判」というものがあった。それはつまり、DV 被害者支援団体から反対の声があがるなどで困難性を感じているというものであった。具体的には、欧米の DV 加害者プログラムに対する調査結果では効果が著しく低いことを根拠として被害者支援団体から否定的なことを言われる、ということであった。ここで「DV 被害者を支援する」という同じ目的を持っている「DV 被害者支援団体」と「DV 加害者プログラム実践団体」との連携がうまく機能していないことについて問題意識を持つに至った(高井 2017-b)。

例えば DV 加害者対応に対する疑念について、「料金が高く、加害者が継続してプログラムへの参加ができるかが疑問である」「成育歴の課題等を抱えていると1年から2年程度のプログラム参加では加害者は変わらないと思う」「DV 加害者プログラムのファシリテーターはどのような人が実践しているのか不確かなのでその効果に疑問がある」といった意見があるのではないかと予測する。こういった疑義により、「DV 被害者を支援する」という同じ目的を持っている「DV 被害者支援団体」と「DV 加害者プログラム実践団体」との連携がうまく機能していない可能性もある。

DV 加害者からの離別等、離れることを望む DV 被害者の要望のみならず、同居や現状を維持することを望む、その他、様々なニーズや要望に対応できる DV 被害者支援が求められる。あるいは、離別するとしても、怒りに満ちた、あるいは混乱した DV 加害者をそのままにするのではなく、当事者の話を聞き、落ち着かせ、自分自身のやった行いを振り返ることを促すことをしつつ、DV 被害者が安全のうちに、離別を促す対応を図るには、DV 加害者対応は欠かすことができないであろう。その意味でも、DV 被害者支援組織と DV 加害者対応組織が連携をもって、より充実した DV 被害者支援策となるように努めることが必要であろう。

最後に、今までの議論を図にすることを試みた(図-6)。今回は DV 加害者対応の中でも DV 加害者プログラムを中心に位置づけ、考察を行う。

まず、DV 被害者の希望があり、離婚や離れることだけでなく、現在の生活を極力変えずに、DV をしない夫との関係性を様子を見ながら継続させた

い、離婚等を考えるにしても、安全にそのことを成し遂げたいという思いがある。それを直接受けて、あるいは間接的にも感じ取り、DV 加害者自身が DV 加害者プログラム実践団体につながる。ここでは DV 加害者自身、離婚や別居は避けたい、子どもとの関係性も大事にしたい、自分を変えたい等、様々な思いをもって DV 加害者対応団体につながる。

DV 加害者の中には、プログラム参加を肯定的な経験として認識する人があり、また、筆者の研究では、否定的な経験として認識し、DV 加害者プログラムを中断した人もいることがわかっている。肯定的な印象としては「参加者の参考になる話」「コミュニケーションの練習」「参加者のふるまい等をみて自分を振り返る」「頑張ればほめてもらえる」「DV を語り合える」等がある。ここでは、どこでも話題にできることでない DV やそれにかかわる問題について、グループで語り合い、自分自身のふるまいを振り返り、また、具体的にパートナーや家族とのコミュニケーションについて事前に練習をしたり、確認をするなどしている。DV をやめることは時には当事者にとって「困難性」や「しんどさ」がある作業である。それを「頑張る」ことで、メンバーや DV 加害者プログラム実践者等からプラスのフィードバックをもらい、DV をやめることを継続する(高井 2019)。一方否定的な印象として「自分だけが悪いのではない。パートナーも悪い」「学ぶことがきれいごとすぎる」「他の参加者のように時間やお金にゆとりがない」「離婚が決まった、復縁が難しいなどで、これ以上参加しても意味がない」「他の参加者に共感できない」といったことがある(高井 2017-a)。ここにあげられている内容は、同時に DV 加害者の「変化することの困難性」「DV をやめることの困難性」にもつながる印象である。DV 加害者が自分のやってきた DV を直視することがいかに困難であるかがうかがえるものである。DV 加害者が自分自身を振り返るために、DV 加害者対応実践者としてどうあるべきかを検討しなければならない。そしてプログラムを一定期間継続した人はパートナーや家族、周囲の人から評価(DV しなくなった、優しくなった、話しやすくなった、同居に戻った、変わっていない、別居の継続等)を受ける機会があり、その報告がある。その内容は決して一概に「肯定的」なものとは限らない。このことを真

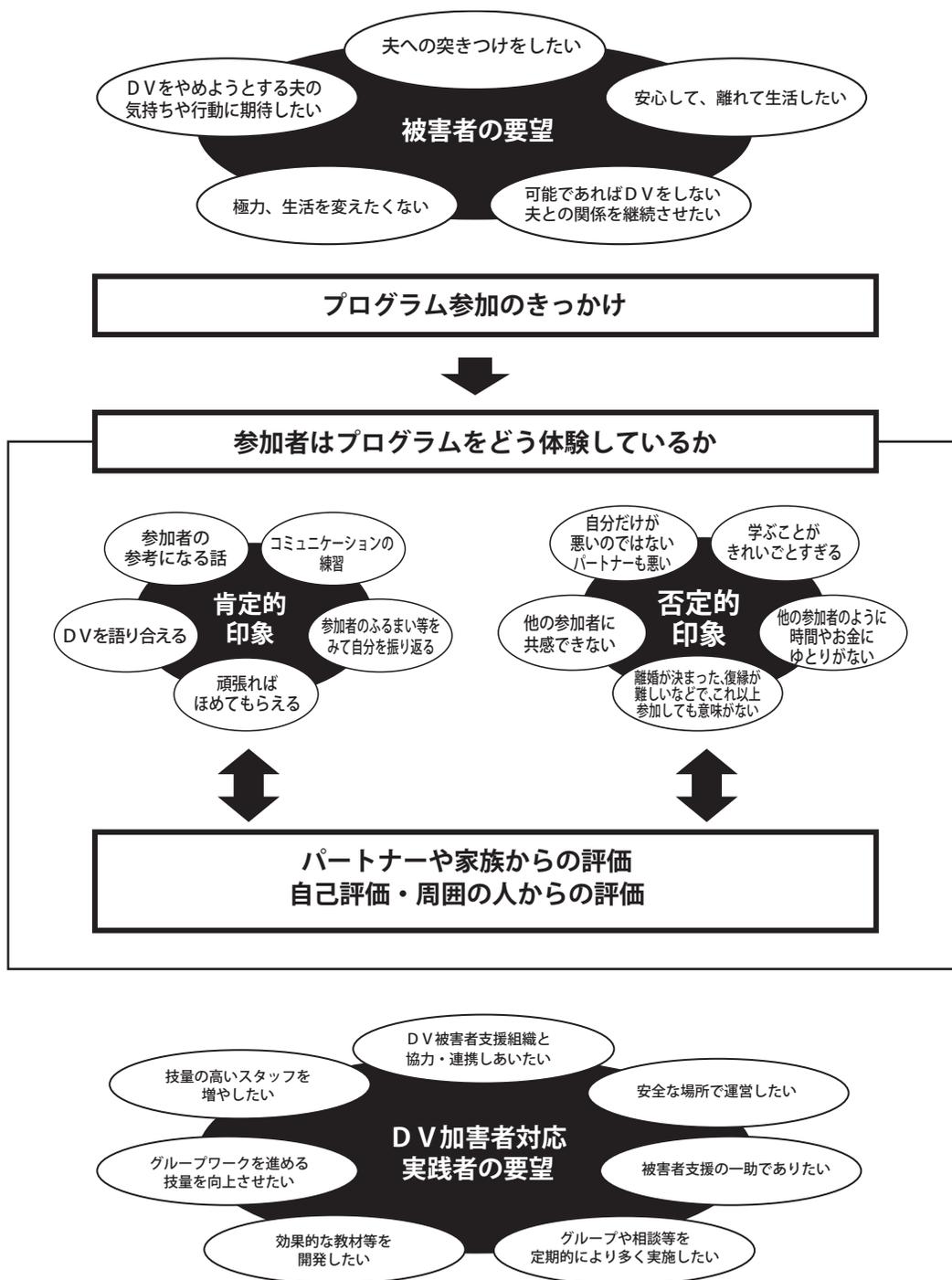


図-6 DV加害者プログラムの実際と取り巻く状況 (高井 (2017-a) (2017-b) (2018) (2019)の結果を元にモデル図を作成)

撃に受け止め、参加者とDV加害者対応実践者は引き続き、DVをやめるための取り組みを継続していくべきであろう。またプログラムに反発してやめてしまった人に対しても、可能であれば追跡調査を行うことも必要であろう。

一方、DV加害者対応実践者には、実践する上で多くの課題が明確になる。それは、被害者支援組織と連携しながら、DV加害者対応を被害者支援によ

り明確に位置付けること、DV加害者対応を実践する上でのスキルを向上させること、DV加害者プログラムをより効果的なものとする事、DV加害者対応を安全で安定した形で運営していくこと（経済的側面、安全性の側面、マンパワー等）、DV加害者対応の活動を社会的に周知してもらい、広く正しい形で広がること、などがある。

この図はまだ検討と改善の余地があるもので

ある。引き続き調査研究を重ね、より詳細で充実した考察を継続していくべきである。

DV 被害者支援の多様性・豊富化に資するため、また自身の DV 行為をなんとかしたい、と思っ

5. おわりに

今まで考察してきた様々な課題に対して、より深く考えていくためには、引き続き調査研究を重ねていかなければならない。具体的には、DV 加害者対応の存在意義を追求すること、世間に説得力を持って訴えていく根拠を突き詰めていくこと、DV 被害者の声を聞き、その現状や要望を把握すること、DV 加害者プログラム等に参加している人の声を聞き、その課題を明確にすること、DV 加害者対応実践者から現状と課題を聞き、把握していくこと、DV 被害者支援実践者から、DV 加害者対応に対する意見をうかがうこと、その他多様である。継続して研究を重ねていきたい。

引用・参考文献

- Beverly M. Black, Arlene N. Weisz, Cecilia W. Mengo & Jessica L. Lucero. (2015) Accountability and Risk Assessment: Members' and Leaders' Perspectives about Psychoeducational Batterers' Group Social Work with Groups, 38: 136-151
- 伊田広行 (2015) 『デート DV・ストーカー対策のネクストステージ—被害者支援/加害者対応のコツとポイント』 解放出版社
- 岩本華子・増井香名子・山中京子・児島亜紀子 (2017) 「市配置の婦人相談員の DV 被害者支援における役割—被害経験者に対するインタビュー調査をもとに」『社会問題研究』 66(145) 53-64
- John Devaney (2014) Male Perpetrators of Domestic Violence: How Should We Hold Them to Account? The Political Quarterly, Vol. 85, No. 4, October-December 480-486
- 草柳和之 (2004) 『DV 加害男性への心理臨床の試み—脱暴力プログラムの新展開』 新水社
- 増井香名子 (2011) 「DV 被害者はいかにして暴力関係からの『脱却』を決意するのか—「決定的底打ち実感」に至るプロセスと「生き続けている自己」」『社会福祉学』 52 (2) 94-106
- 増井香名子 (2012) 「パワー展開行動: DV 被害者が暴力関係から「脱却」する行動のプロセス—当事者インタビューの分析より—」『社会福祉学』 53 (3) 57-69
- 増井香名子 (2019) 『DV 被害からの離脱・回復を支援する—被害者の「語り」にみる経験プロセス』 ミネルヴァ書房
- 森田展彰 (2009) 「加害者更生の立場から—DV 被害者援助の一環としての加害者プログラムは有効に機能するか?」『犯罪学雑誌』 75 (3) 6-25
- 内閣府男女共同参画局 (2017) 「男女間における暴力に関する調査報告書」
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h29danjokan-4.pdf (2019年9月13日閲覧)
- 内閣府男女共同参画局 (2018) 「配偶者からの暴力に関するデータ」
www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/index.html (2019年9月13日閲覧)
- 内閣府 (2018) 「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について (平成29年度分)」
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/01.html (2019年9月13日閲覧)
- 信田さよ子 (2014) 「DV 加害者へのアプローチ—DV 加害者更生プログラムの実践経験から」『保健の科学』 56 (1) 31-34
- 野坂洋子 (2015) 「DV 被害者支援における二次加害と DV の類似性」『現代福祉研究』 15 141-151
- Sarah-Jane Lilley-Walker¹, Marianne Hester, and William Turner (2018) Evaluation of European Domestic Violence Perpetrator Programmes: Toward a Model for Designing and Reporting Evaluations Related to Perpetrator Treatment Interventions. International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology, Vol. 62(4) 868-884
- 高井由起子 (2017-a) 「DV 加害者プログラム実践の困難性に関する一考察—DV 加害者プログラム参加中断者から聞き取ったプログラムへの不満を中心とした意見からの考察」『関西学院大学教育学論究』 9 (1) 35-43
- 高井由起子 (2017-b) 「日本における人権教育、社会人教育としての DV 加害者プログラム実践の現状と課題—DV 加害者プログラム実践者へのプレ調査からの考察」『関西学院大学教育学論究』 9 (2) 139-148
- 高井由起子 (2018) 「人権侵害としての DV 問題に資するための加害者対応のあり方に関する一考察—DV 加害者プログラムに通う夫をもつ女性へのインタビュー調査からの考察」『関西学院大学教育学論究』 10 77-85
- 高井由起子 (2019) 「DV 被害者支援としての加害者プログラムの可能性—DV 加害者プログラム参加者へのインタビュー調査結果からの考察」『日本ジェンダー研究』 22 63-80
- 山口のり子 (2016) 『愛を言い訳にする人たち—DV 加害者700人の告白』 梨の木舎
- PREP 「DV 加害者更生教育プログラム全国ネットワーク」キックオフ・カンファレンス開催チラシ (2019)
<http://prep2018.blog.fc2.com/> (2019年9月17日閲覧)